

株式会社アドベンチャー

定款

2023年3月2日最終改定

株式会社アドベンチャー

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、株式会社アドベンチャーと称し、英文では Adventure, Inc. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 旅行業法に基づく旅行業
- 2 インターネットを利用した情報提供サービス
- 3 インターネット、携帯情報端末機を利用した広告及び通信販売業務
- 4 インターネットを利用した画像データ、音声データの提供サービス業
- 5 イラストレーション、デザインに関する立案及び制作
- 6 損害保険に関する代理業務
- 7 古物の売買業
- 8 投資業
- 9 経営コンサルティング業
- 10 不動産の販売・賃貸・管理並びにその仲介
- 11 ホテル・飲食店の経営
- 12 衣料品及び衣料雑貨品の輸入、企画、製造及び販売
- 13 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当会社の公告は、電子公告による方法によって行う。ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、日本経済新聞に掲載してする。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当会社の発行する株式の総数は、18,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第 6 条 当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 7 条 当会社の 1 単元の株式数は、100 株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第 8 条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 9 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第 10 条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第 11 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定日の最終の株主名簿に記載され又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第12条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に隨時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第14条 株主総会の普通決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第16条 株主総会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成して、当会社の本店に備え置く。

(電子提供措置等)

第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 4 章 取締役会、取締役及び代表取締役

(取締役会の設置)

第18条 当会社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は3名以上とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって、取締役の中から1名以上の代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、代表取締役の中から社長を選定する。
- 3 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、特定の取締役会について前項の招集期間を短縮し又は招集手続を省略することができる。

(取締役会の決議要件)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。

2 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会決議があつたものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会議事録)

第26条 取締役会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成して、出席取締役及び出席監査役がこれに記名押印若しくは署名し又は電子署名を行い、当会社の本店に備え置く。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬、退職慰労金、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受けれる財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当会社は、会社法第423条第1項の取締役の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議によって、法令で定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

(社外取締役との責任限定契約)

第30条 当会社は、会社法第2条第15号に定める社外取締役との間で、会社法第423条第1項の取締役の責任について、当該社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、法令で定める限度額の範囲内で、その賠償責任を限定する契約を締結することができる。

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第31条 当会社は、監査役及び監査役会を置く。

(監査役の員数)

第32条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。ただし、取締役は、監査役の選任に関する議案を株主総会に提出するには、監査役会の同意を得なければならない。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(常勤監査役)

第35条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議要件)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会議事録)

第38条 監査役会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成して、出席監査役がこれに記名押印若しくは署名し又は電子署名を行い、当会社の本店に備え置く。

(監査役会規程)

第39条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(監査役の責任免除)

第41条 当会社は、会社法第423条第1項の監査役の責任について、当該監査役が職

務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議によって、法令で定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

(社外監査役との責任限定契約)

第42条 当会社は、会社法第2条第16号に定める社外監査役との間で、会社法第423条第1項の監査役の責任について、当該社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、法令で定める限度額の範囲内で、その賠償責任を限定する契約を締結することができる。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第43条 当会社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第44条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第45条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第46条 代表取締役は、会計監査人の報酬等を定める場合には、職務権限表の定めによるほか、監査役会の同意を得なければならない。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第47条 当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

(期末配当金)

第48条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当（以

下「期末配当金」という。)を行う。ただし、配当には利息を付さない。

(中間配当金)

第49条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。ただし、配当には利息を付さない。

(配当金の除斥期間)

第50条 期末配当金及び中間配当金が、その支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。